

### 第3節 百貨店等

百貨店等とは、百貨店、スーパーマーケットなどの物品販売店舗をいいます。

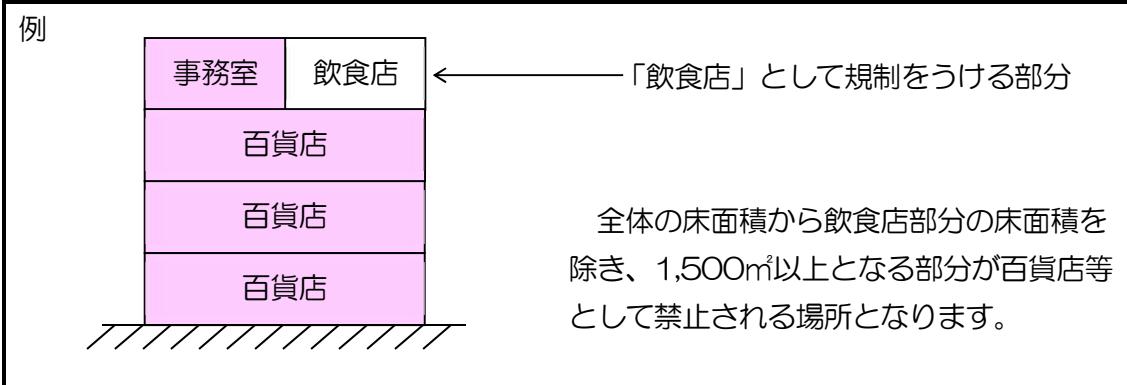
百貨店等は、不特定の人が大勢出入りし、商品などの可燃物が大量に収容されており、一度火災が発生すると大惨事を招くおそれがあります。

このことから、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みの全ての行為が禁止されています。

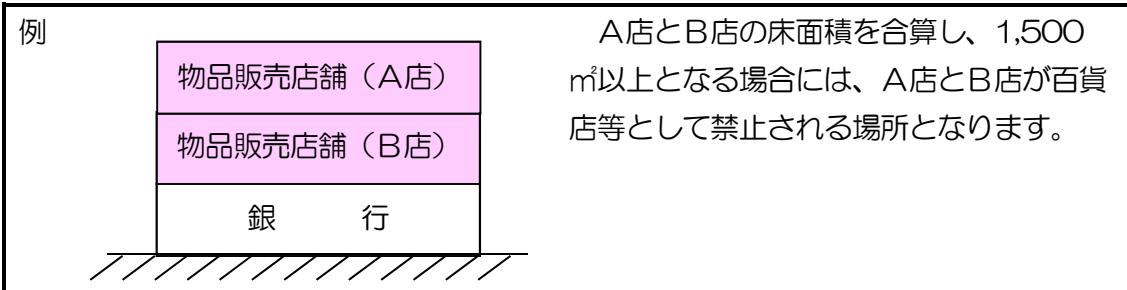
#### 1 禁止される場所

##### (1) 禁止される百貨店等の範囲

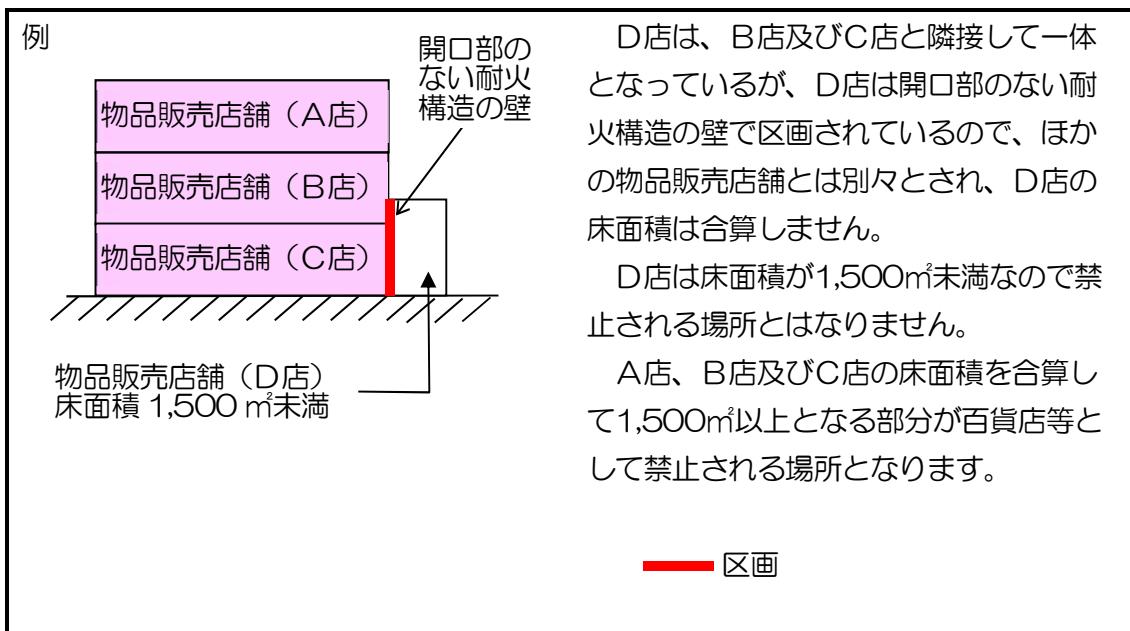
百貨店等の用途として使用される床面積の合計が $1,500\text{m}^2$ 以上（事務所、商品倉庫、自動車車庫・駐車場なども床面積に含みます。）のものです。ただし、百貨店等でお客が利用する飲食店等の部分は、百貨店等の床面積に含まれません。



一つの建物内に管理権原者の異なる複数の物品販売店舗や他の用途がある場合は、全ての物品販売店舗で使用する床面積を合算します。



開口部のない耐火構造の壁で区画されている部分がある場合は、その部分は別のもとのとして、床面積は合算しません。



## (2) 禁止される部分

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止される部分は、「売場」及び「通常客の出入りする部分」です。

指定場所	場所	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	売場	×	×	×
	通常客の出入りする部分	×	×	×

〔×：禁止〕

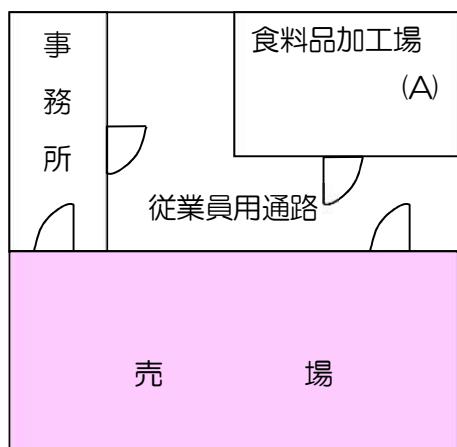
ア 「売場」は、次の(ア)から(オ)の部分です。

(ア) 物品陳列販売部分及びその間の通路

(イ) 食料品の加工場、各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」といいます。）ただし、位置や構造により、売場から除かれる場合があります。

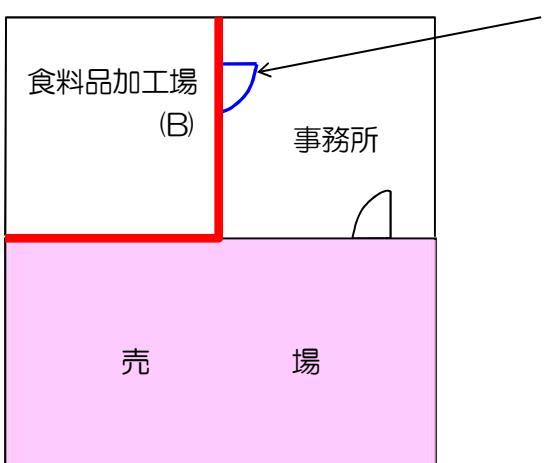
### 加工場等が売場から除かれる場合

例1



「食料品加工場(A)」は、売場又は通常客の出入りする部分と隣接していない。

例2



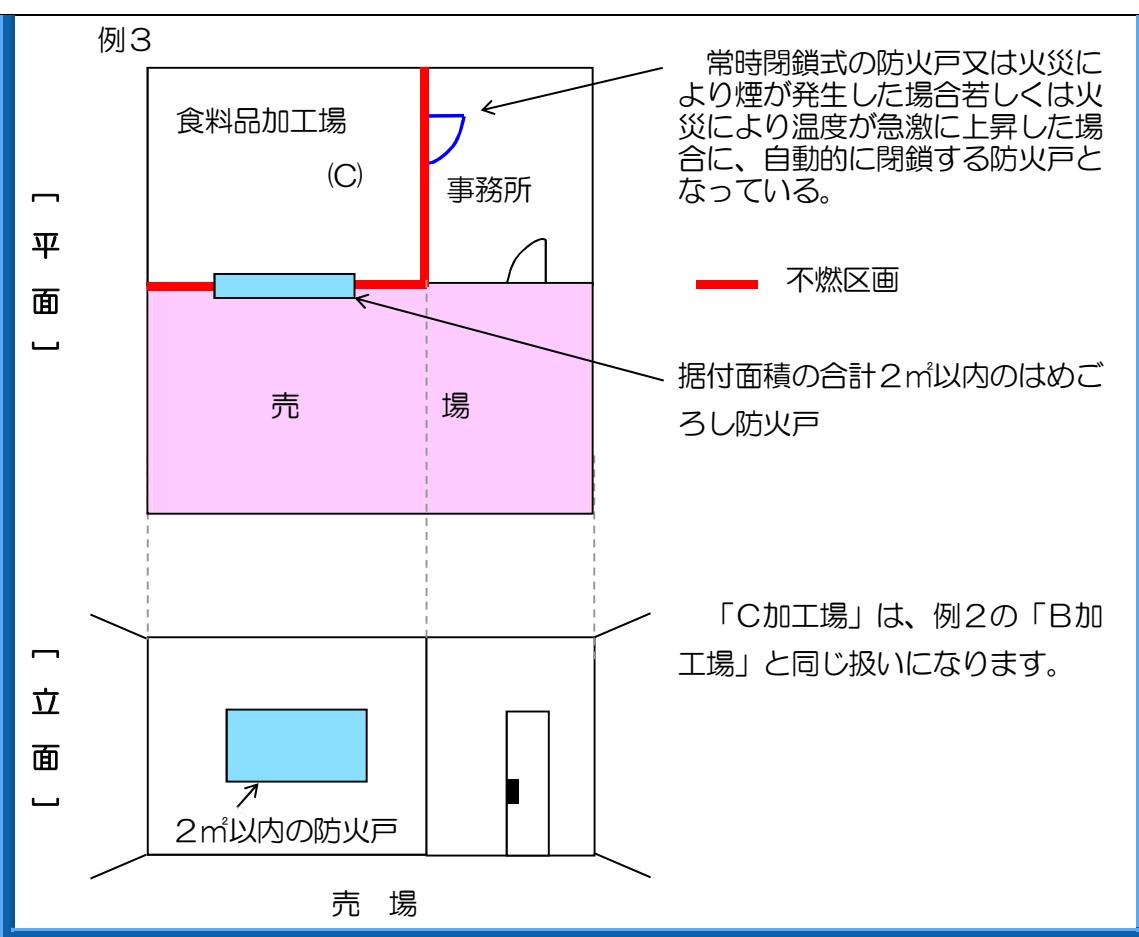
常時閉鎖式の防火戸又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖する防火戸となっている。

— 不燃区画

「食料品加工場(B)」は、売場に隣接しているが、加工場全体が不燃区画され、売場に直接面する開口部を有していない。

※ 「全体が不燃区画されている」とは、加工場などの壁、柱、床及び天井の部分の全体が不燃区画されているものをいいます。

また、加工場のみを不燃区画するものではなく、ストック場、事務所、通路等を含む全体を、売場などの指定場所と不燃区画することも差し支えません。（ストック場において同じ。）



#### 【不燃区画とは】

不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2に規定する防火設備であって常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖するものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、建基政令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。

#### 【常時閉鎖式の防火戸とは】

常に閉鎖状態を保つ構造の防火戸です。（直接手で開けることができ、自動的に閉鎖する自動閉鎖装置が取り付けられています。）



不燃区画に設けられた防火戸及びその周囲には、閉鎖障害となるようなもの（ドアストップバーの設置、台車の放置、商品のストックなど）を置かないよう維持管理を徹底する必要があります。

#### (ウ) ストック場

売場等に隣接するストック場は、売場として扱われます。ただし、売場等に直接面する開口部を有しておらず、ストック場全体が不燃区画されているものは除かれています。

- (I) 写真の現像、洋服などの仕立、クリーニングなどの各種承り所
- (オ) 手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室などのサービス施設

イ 「通常客の出入りする部分」は、次の(ア)から(イ)の部分です。

- (ア) 物産展、展覧会等を行なう催事場（物品を販売している場合は、売場としての規制を受けます。）
- (イ) 客が利用する屋上などの直接外気に開放された部分（イベントやビアガーデンなどで使用する場合は、劇場、飲食店など使用する用途として規制されます。）
- (ウ) 物品陳列販売部分及びその間の通路に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室などの兼営事業部分（ただし、売場等と不燃区画されている部分は除かれます。）
- (エ) 階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、休憩所などの客が使用する部分

## 2 禁止される行為

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の「売場」及び「通常客の出入りする部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みの全ての行為が禁止されています。

指定場所	場 所	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	売 場	×	×	×
	通常客の出入りする部分	×	×	×

〔×：禁止〕

「危険物品」に該当する物品であっても、次に掲げられているものは、必要最小限の範囲であれば規制対象となりません。持込みに際しても解除承認の手続を必要としません。

(1) 百貨店等の売場において商品として陳列販売する危険物品

区分	数量等
危険物に該当する製品	一の承認単位当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満
可燃性液体類に該当する製品	一の承認単位当たりの数量が、条例別表第7に定める数量の5分の1未満
可燃性ガス	高圧法の適用が除外される容器入り可燃性ガスで、一の承認単位当たりの取扱いガス総質量が20kg以下 ※エアゾール製品に含まれる可燃性ガス量も含まれます。
がん具用煙火	SFマーク（（公社）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもので、一の承認単位当たりの数量が、総薬量5kg未満 〔表示例〕  

- ア 販売行為の一環としてとらえる試供品、サンプルを含みます。
- イ 実演を主体とする販売等を行う場合、実演に使用する商品は「危険物品」としての規制対象となります。
- ウ 必要以上の商品は陳列できません。

- (2) 車両等の展示のみで、運行又は稼動を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油など
- (3) 工作機械等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など
- (4) フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油（揚げ物に使用する油は、規制対象となります。）
- (5) 日常の清掃に使用しているクリーナーなどの危険物品
- (6) 日常の衛生管理用に手指消毒用アルコール等の危険物品



「危険物品の持込み」から除かれる場合でも、危険物品の全てを合計した数量が所定の数量以上となり、法、条例、火取法などの法令の規制がかかることがあります。（少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、火薬庫などの保管、構造の基準など）

化粧品など危険物である旨の表示がないものがあります。危険物であるかないかを製造メーカーに問い合わせするなどを確認することが必要です。

### がん具用煙火の貯蔵の規制

火薬量	浜松市火災予防条例		火薬類取締法
	条例第23条の適用を受ける部分 (百貨店等の床面積の合計が1,500 m <sup>2</sup> 以上のもの)	条例第23条の適用を受けない部分	
5kg 未満	<p>持込み可能</p> <p>SFマークの付されているがん具用煙火（一の承認単位当たりの総薬量が5kg 未満に限る。）</p>	持込み可能	貯蔵の技術上の基準の適用除外（火取法第51条第5項、火取省令第91条）
5kg 以上25kg 以下 クラッカーボール (※) は1kg 以上5kg 以下	<p>持込み不可</p> <p></p>	<p>持込み可能</p> <p>貯蔵し、又は取り扱う場合においては、<u>ふたのある不燃性の容器にいれるか、又は防炎処理を施した覆いをしなければならない。</u>（条例第26条第3項）</p>	
25kg を超え250kg 以下 クラッカーボール (※) は15kg 以下	<p>持込み不可</p> <p></p>	<p>持込み不可</p> <p></p>	火薬庫外において貯蔵（火取法第11条、火取省令第15条、第16条）
250kg 超える	<p>持込み不可</p> <p></p>	<p>持込み不可</p> <p></p>	火薬庫における貯蔵（火取法第11条）

※ 直径1cm 以下、重量1g 以下のもののうち、爆薬(爆発音を出すためのもの)に限る。) 0.08g 以下のもの

### 3 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁の標識の設け方

標識は、次表の例のとおり、利用者の見やすい箇所に設けます。

標識	設置箇所
禁煙	客、入場者、利用者用の入口
火気厳禁	
危険物品持込み厳禁	



全面的に禁煙とする場合は、観客に対して館内放送で客席が「禁煙」であることを周知させるとともに、施設側として喫煙者に対する制止を適正に行える管理体制を確保しましょう。

### 4 解除承認について

#### (1) 禁止場所と禁止行為

百貨店等の売場及び通常客の出入りする部分では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合しつつ、審査基準に適合している場合には、必要最小限の範囲で解除承認を受けることができます。

喫煙行為は安全な基準により設けられた喫煙所以外ではできることとなっています。解除承認を受けることができません。

指定場所	禁止行為		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	売場	×	○ ○
	通常客の出入りする部分	×	○ ○

「○」は承認可能を示す。